

無  
料  
で  
派  
遣  
!!

# 働き方 改革の 専門家

## 豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣制度



adviser  
アドバイザーが経営者や  
担当者の皆様をサポートします  
社内研修やセミナーに  
講師として伺います

【対象】豊田市内の事業所(企業の場合は中小企業に限ります)

### 労働関係法令やテレワークをはじめ 多様な働き方への対応として

- ◆ 就業規則・規定の見直し
- ◆ 業務の効率化による残業の削減、有給休暇の取得促進

### 人材確保・定着のために

- ◆ 求職者に選ばれる魅力ある職場づくり
- ◆ 従業員満足度、エンゲージメントの向上
- ◆ 女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人など  
多様な人材の活躍
- ◆ 人材育成、やりがいの創出
- ◆ 人事評価制度の見直し、構築

### 働き方改革を進めるための 助成金の活用

### 仕事と育児や介護、病気治療などとの 両立支援

- ◆ 社内制度や公的支援の周知と上手な活用の仕方

### 働きやすい職場環境づくりとして

- ◆ あらゆるハラスメントの防止
- ◆ 心身の健康の増進

### 同業者や経営者層の団体 労働組合などの啓発事業として

## ご利用の流れ

※申請書(様式第1号)、実施報告書(様式第2号)は、豊田市HPからダウンロードできます。

- 1 原則、実施希望日の2週間前までに  
申請書を提出してください。  
提出様式及び詳しい提出先は豊田市  
HPからご確認ください。



豊田市HPは  
こちら

- 2 相談内容、研修テーマなどに応じ、「豊田市働き方改  
革アドバイザー・講師」を派遣します。
- 3 実施後、実施報告書(様式第2号)をご提出ください。

## ここがポイント

- ◆ アドバイザー・講師の派遣は**無料**です。
- ◆ 社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコ  
ンサルタント、産業カウンセラーなどの資格を持  
つアドバイザーが、それぞれの専門性を生かし  
ながらサポートします。登録アドバイザーの情  
報は、豊田市HPに「働き方改革アドバイザーデー  
タベース」として掲載しています。
- ◆ 1事業所あたり、最大8時間までご利用が可能  
です。1回あたり、最低1時間の利用からご検討  
ください。

申込み  
問合せ

豊田市役所 産業部 産業人材活躍課  
〒471-8501 豊田市西町3-60(豊田市役所西庁舎7階)

E-mail s-jinzai@city.toyota.aichi.jp  
TEL 0565-34-6774